

# 各種講習費等助成金交付要綱

平成 25 年 5 月 30 日制定  
令和 6 年 4 月 26 日一部改正  
公益社団法人 沖縄県トラック協会

## (目的)

第 1 条 この要綱は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）が指定する各種講習を受講した際の受講費等を助成し、運送事業者の輸送の安全等の指導向上と、交通事故防止に資することを目的とする。

## (指定する講習の種類及び対象者)

第 2 条 助成の対象となる講習等及び対象者は次に掲げるものとする。

### (1) 運行管理者一般講習

独立行政法人自動車事故対策機構等（以下「事故対等」という。）が行う運行管理者一般講習を、運送事業者を選任された運行管理者が受講した場合。

### (2) 安全マネジメント講習

事故対が行う安全マネジメントに関する講習会(国土交通省認定セミナー)を運送事業者に所属している者が受講した場合。

## (助成金額)

第 3 条 前条の各講習等を受講等した場合、沖ト協に所属する事業者（以下「会員事業者」という。）と所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）を区分し、1人あたりに対する助成金額は別紙 1 の通りとする。

## (予算額)

第 4 条 当該年度における各種助成予算の範囲内とする。

## (受講から助成交付)

第 5 条 運送事業者は第 2 条に掲げる各種講習等を受講等するところに予約等を行い、指定された日程に受講等することとする。

2 第 2 条の助成交付については様式 1「各種講習費等助成金実績報告書(兼)請求書」(以下「請求書」という。)により、受講等したことが確認できる書面(領収証等)の写し(以下「領収証等」という。)を沖ト協に提出後、その報告が条件に適合すると認めたとき、助成金を交付するものとする。

## (実施期間)

第 6 条 当該年度 4 月 1 日より 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

附則 本要綱は平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附則 本要綱は令和 2 年 4 月 1 日より適用する。

附則 本要綱は令和 6 年 4 月 1 日より適用する。

## 各種講習費助成額

## (1) 運行管理者一般講習

沖ト協 会員事業者	沖ト協 非会員事業者
3, 200円	640円

## (2) 安全マネジメント関係講習会

講習名	沖ト協 会員事業者	沖ト協 非会員事業者
ガイドライン	5, 200円	1, 040円
リスク管理 (基礎)	5, 200円	1, 040円
内部監査 (基礎)	5, 200円	1, 040円